

教育の指  
針  
開成所を  
爲す  
昌平校を  
爲す  
大學本  
校に教育  
行政を掌  
らしむ

## 第一篇

### 第一章 九州最高の學府第五高等中學校の創設

#### 第一節 本校設立前に於ける明治時代の教育

昭和十二年十二月九日未明、王政復古七十周年記念の日を以て、本項を草し創む。維新の皇謨は庶政の一新を要し、庶政の一新は文運の伸展に基くことを俟たぬ。明治天皇が、元年三月十四日、公卿諸侯等を率ゐて紫宸殿に出御、天神地祇に誓はせられたる後、之を群臣に宣らせ給へる五事こそは、これ即ち新政の大綱であると共に、教育の指針でもあつたのである。是に於てか明治政府は、元年十一月を以て、東京一橋通町故の開成所（安政二年、九段坂下に創建、同三年、蕃書取調所と改稱。萬延元年、小川町に、文久三年、更に一橋門外に移轉、洋書調所と改め、同三年開成所と稱す。）を學校と爲し、外國人を教師として、大いに洋學を皇張し、十二月には、故の昌平校を學校と爲し、翌年六月、之を大學校と改め、十二月、更に之を大學本校と爲して、教育行政を掌らしめ、東京開成校を大學南校、東京醫學校（安政年間、佐賀藩醫伊東玄朴等の創立。後之を官に納め、文久元年、西洋醫學所と改稱。後更に醫學所と改め、明治二年、醫學校と稱す。）を大學東校と名づけ、大學本校をして、東南二校、大阪理學所、大阪醫學校（明治二年十一月開設、現大阪醫科大學の起源）長崎廣運館（文久三年

明治二年の規則

長崎奉行の創立。初は長崎廣運館と稱し、後長崎廣運學校と改む。長崎醫學校（萬延元年、幕府醫官松本良順、蘭醫ボンベと相謀つて長崎養生所を創設。文久元年、ボンベは幕府の許可を得て、之に醫學所を併置す。明治元年、政府に收められ、後長崎府に歸し、同四年、再び文部省の所管となる、本校醫學部の前身。）等の外、海外留學生をも管理せしめたのである。

明治二年六月十五日制定の規則には、

明治三年の大學規則

（前略）其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所學校者乃チ斯道ヲ講シ知識ヲ廣メ才徳ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニアリ乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フベシ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦是斯道ノ在ル處學校ノ宜シク講究採擇スベキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所政務中ニオイテ尤重ズベキ事ニシテ外國ト雖モ其長ズル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トスルコト勿論而已如此ナレバ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖是乃チ大學校ノ規模ナリ云々

と明示されてゐるが、同三年二月の學制には、

聲教ノ下大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ廣メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大學ハ人文ノ淵藪才徳ノ成就スルトコロ之ニ入ラントスル者必ス先ツ其地方ノ考課ヲ歷諸學漸ク熟シテ始テ聲下ニ貢進スルヲ獲ルナリ

大學東校の教科書

とあり、その大・中・小學規則中の大學規則に、學科は、教科（神教學・修身學）、法科（國法・民法・商法刑法・訴訟法・萬國公法・利用厚世學・典禮學・施政學・國勢學）、理科（格致學・星學・地質學・金石學・動物學・植物學・化學・重學・數學・器械學・度量學・築造學）、醫科・文科（紀傳學・文章學・性理學）に分ち、中に就いて醫科のみには、本科（解剖學・原生學・原病學・藥物學・毒物學・醫科斷訟法・病屍剖驗學・内科・外科及雜科治療學兼攝生學）と豫科（數學・度量・格致學・化學・鑛土植物學）とを設けてゐる。

而して大學東校の教科書採用の際は、長與專齋氏・柏村盛徳氏・其他の醫者は、獨逸學を主張し、福澤諭吉氏の如きは、英學を力説したのであるが、結局、醫學は獨、海軍は英、陸軍は佛と定められたのである。又、同三年七月には、諸藩に命じ、生徒を簡拔して大學南校に入らしめ、之を貢進生と稱し、且、大學本校を閉ぢて、暫く生徒を教養することを停めた。

文部省の設置

大學を廢して文部省を置き、全國の教育衛生事務を總管することとなつたのは、實に明治四年七月十八日のことである。時恰も廢藩置縣の斷行を見、その結果、藩費遊學生は之を罷めしめ、八月には、大學東南校を夫々單に東城南校と改め、九月には、従來外國教師を以て業を授くる者を正則とし、本邦教師を以てする者を變則とするの教則を廢して、悉く歐米の成規に摹倣して、必ず多國教師のみを以てするの制と爲し、且、俊秀なる生徒を選抜して海外に留學せしめ、只管泰西の文物輸入に是れ力めた。

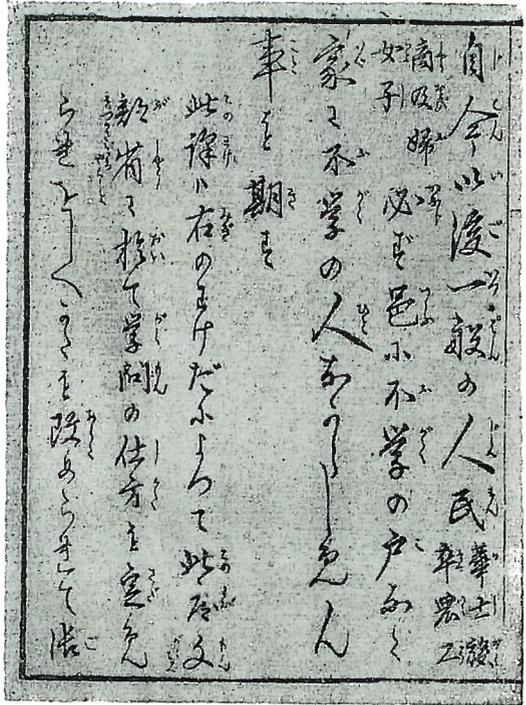
東校と南校

明治五年八月の學制頒布

明治二年二月五日發布の中小學規則や、同年三月二十三日の布告等は暫く之を措いて、同五年五月には、東京師範學校を創設し、八月、文部省を東京常磐橋内、舊小笠原氏邸後の藤堂氏の居所に遷し、同月を以て、始て學

制を全國に頒布したのである。而してこの學制たるや、専ら佛蘭西學制の翻譯であつて、畫一的強制的のものであつた。即ち、全國を八大學區（翌年七月、七大學區に改む）と爲して、在來府縣立の公學を廢し、東校を第一大學區東京醫學校（明治九年十一月、本郷本富士町に移す）南校を第一大學區東京第一中學、舊の開成所たる洋學所を第二番中學校、大阪開成所を第四大學區大阪第一中學（明治六年四月、大阪開明學校と改稱）大阪醫學校を第四區大阪醫學校（九月之を廢す）長崎廣運館を第六大學區長崎第一中學（明治六年五月、長崎廣運學校と改稱）長崎醫學校を第六大學區長崎醫學校と夫々改稱したるが如き、その一斑である。

大學區と大學本部



學制解譯

明治六年四月、政府は八大學區並に大學本部を改め、東京府・愛知縣・大阪府・廣島縣・長崎縣・新潟縣・宮城縣を、夫々第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七の大學區大學本部と爲し、各大學區を三十二中學區に、各中學區を二百十小學區に分ち、中學區は、人口約十三萬を標準として一中學校を、小學區は、人口約六百を目標として一小學校を建て、

被仰出書

全國に七大學、二百五十六中學、五萬三千七百六十小學校を置かんとするの企てであつたのである。同年八月二日、太政官から發布された布告第二十四號の通稱「被仰出書」、即ち「學事獎勵に關する被仰出書」を案するに、「之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後、一般の人民華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人ならしめん事を期す」の一節がある。以てその規模理想を察すべきであらう。而して小學校の課程は、尋常小學・女兒小學・村落小學・貧人小學・私塾小學及び幼稚小學に分ち、尋常小學の課程は、男女ともに上下二等と爲し、下等小學を四年として、綴字・單語・會話・讀本・修身・國體・書讀・文法・算術・養生法・地學大意・窮理學大意・體操・唱歌を授け、上等小學も亦同じく四年として、以上の外に、史學大意・幾何學大意・野畫大意・博物學大意・化學大意・生理學大意を授け、場合依りては、外國語の一二若くは記簿法・圖畫・政體大意等を授くることを得しめ、修身の如きは、小學本註の内篇、讀本は十八史略、習字は顏真卿の如きものをも、隨意に選ばしめたくらるのである。

小學校の課程並に其の學科

中學校の課程並に其の學科

大學の課程並に其の學科

而して中學校も亦、上下二等に分ち、尋常小學校卒業後、十四歳までの者を下等中學校に入らしめ、之に國語學・算術・習字・地學・史學・外國語學・窮理學・圖畫・古言學・幾何學・代數學・記簿法・博物學・化學・修身學・生理學・國體學、政體大意・國勢學大意・奏樂（當分之を缺く）の十二科目を課し、十七歳より十九歳までの者を上等中學校に入らしめ、之に國語學・習字・外國語學・窮理學・野畫・古言學・幾何學・代數學・記簿法・化學・修身學・測量學・經濟學・重學大意・動物學・植物學・地質學・鑛山學・性理學大意・星學大意の二十科目を授けることとし、大學は高尚の學術を傳へる専門の教育機關として、之を理學・文學・法學及び醫學の四に分ち、卒業者には、學士の稱號を與へることとした。今、明治五年九月八日發布の中學教則略を示せば、

中學教則略 (下等中學)											中學教則略 (上等中學)												
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
國語	國語	國語	同上古言	同上	同上	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語	國語
數學	數學	數學	同上	同上	同上	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法	記簿法
習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字	習字
外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語	外國語
地學	地學	地學	地學	地學	地學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學	幾何學
史學	史學	史學	史學	史學	史學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學
幾何	幾何	幾何	幾何	幾何	幾何	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學	化學
窮理學	窮理學	代數學	代數學	代數學	代數學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學	動物學
化學	化學	窮理學	窮理學	窮理學	窮理學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學	測量學
生理學	同上	同上	同上	同上	同上	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學	修身學

政體大意	國勢學	生理學	博物學	修身學	經濟學	修身學	生理學	星學大意
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一級ヲ以テ六箇月ノ課トス故ニ生徒在學上下通シテ六年トス

稽古時間ハ大約一週中ニ三十字乃至二十五字トス

生徒ハ小學卒業ノモノ十四歳ヨリ之ニ入り十九歳ニテ卒業スルモノトス

一級卒業試験ヲ經テ上級ニ進ム上級ニ入ルトキハ先下級ノ業ヲ溫習セシム

下級第一級ニ進ミ其卒業ノトキハ前六級ノ業ヲ溫セシメ而シテ之ヲ上級ニ進ム

上等第一級卒業スルモ亦通シテ前六級ノ業ヲ溫セシメ試験ヲ經テ大學ニ進ム

試験落第ノモノハ猶第一級ニ在テ溫習シ六箇月後ノ試験ヲ待テ而後大學ニ進ム

右の教則略は、明治六年に改正せられ、稽古時間は、一週四日中に二十四時乃至二十時となつたが、この上等中學校こそ、高等學校制度の先驅を爲せるものである。且、明治五年十月十二日、「外國教師ニテ教授スル中學教則」を定め、英・佛・獨語の中何れか一を以て、中學の課程を了へしめることとしたが、教科書は、學制五十年史に據れば、ハーレン氏版十二段習字本又は南校版習字本、ウエーブストル氏綴字書、サンデル氏ユニオン

外國教師  
に於て教授  
する中學  
教科書

第一讀本、ベルリンジ氏會話篇、クエツケンボス氏小文典、デービス氏算術書（以上英語の豫科）、サンデル氏讀本、デービス氏代數書、パーレー氏萬國史（以上中等中學）、クエツケンボス氏文典、ゴールドスミス氏地理書、ウイルソン氏萬國史、デービス氏幾何學書、デービス氏代數書、ウオルセン氏器械書、ヘーブン氏修身學、ホーエド氏理論書、ウエーランド氏經濟書、ウイルソン氏人種學、テンネー氏動物學、クエツケンボス氏物理書、パーク氏化學書、ラムセー氏鑛山學、グレー氏植物學、ウイルソン氏地體創造學、セントジョン氏地質學、第六世キングエドワード羅典文典等で、宛然今日の七年制高等學校の如き觀があるのである。

外國語學校の創立  
師範學校の創設

此の如く専ら外國語を主とする教育時代であつたので、明治六年三月には、愛知・廣島・宮城に官立の外國語學校を創立し、同年四月には、前記の大阪開明學校及び長崎廣運學校を、外國語學校に改め、七年四月十八日を以て、校名も夫々大阪外國語學校・長崎外國語學校と改め、同六年五月には、東京にも外國語學校を設け、茲に全國七外國語學校が揃つたのであるが、更に七年二月、愛知・廣島・長崎・新潟に師範學校を設け、同十二月には、東京外國語學校より英語科を分離して、之を東京英語學校と稱し、愛知以下の六外國語學校は、何れも英語學校に改められ、九年四月には、中學教員養成の目的を以て中等師範科を置き、十年二月には、愛知・廣島・長崎・新潟・宮城の五英語學校を廢し、同四月には、東京開成學校及び東京醫學校を合併して、之を東京大學と名づけ、法・理・醫・文の四學部を置き、教員を教授助教並に員外教授と爲し、醫學部の爲には、五箇年の豫科を置き、十五年五月第五等を廢し、六月之を全廢して豫備門中に編入す。其他の三學部の爲には、東京英語學校を東京大學豫備門と改め、教員を訓導助訓と爲し、十一年十月、體操傳習所を東京に建て、十二年四月には、大阪

東京大學  
並に同豫  
備門

英語學校を大阪専門學校と改め、理・醫の二學科を置くなど、幾多の變遷があつたのは、當時の世相を物語るものであらう。而して右の大阪専門學校は、十三年、大阪中學校と改め、十八年七月、大學分校と稱したのである。この外各種の官私立専門學校もあつたが、直接の關係がないので之を省く。

新教育令  
の發布

而して従前の學問と云へば、士族以上の男子の専有たるの觀があつたので、官吏は率先して勸學に力めたのであるが、畫一強制主義と、國民生活の不便とに依つて、改革の氣運も漸く熟して來たので、十二年九月、従來の學制を廢して、新に教育令四十七條を發布した。然るに、その自由主義の精神は、時の文部卿河野敏鎌氏の教育令改正案上奏文に、蓋シ此改正ニ當リ舊法ノ疇雜ヲ變リ、過度ノ制度ヲ除クニ急ニシテ、其勢ノ及ブ所、往々放任ス可カラザルモノヲ放任スルニ至レリ、云々で、動もすれば世人の曲解と弊風とを齎したので、明年、更に改正教育令なるものが發布せられ、大いに學校の建廢、就學の督責、教育の實效とに干與するに至つたのである。

自由民權  
の思想

是より先、明治七年一月十八日には、板垣退助氏等に依つて、民選議院設立の建白書が提出せられ、爾來政界は、國會開設、自由民權の主張等の爲に、國論沸騰し、十二年には、植木枝盛氏の民權自由論、翌年には、山本憲氏の慷慨憂國論等が出版せられ、十四年には、今の西園寺公を社長とする東洋自由新聞の發刊を見、十五年には、中江篤介氏等の雜誌政理叢談が現れ、且、同氏がルソー民約論の抄譯民約譯解を世に出したのもこの頃である。教育界も亦、スペンサー、ペイン、その他英國の自由教育論が盛に唱道せられたのであるが、一面に於て、十五年九月、加藤弘之氏が、人權新説を著して、民約論を排撃し、當時の論壇を賑したことも人の知るところで

あり、明治十四年十月十二日には、明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が發せられたことは、喋々するまでもない。

## 小學教則網領

而して明治十四年の小學教則網領を以て、小學校は初等科四年、中等科二年、高等科二年の三等に分ち、初等科には、修身・讀書・習字・算術・唱歌・體操を、中等科には、その外、地理・歴史・圖畫・博物・物理を課し、女子の爲には、特に裁縫を加へ、高等科には、中等科の外に、化學・生理・幾何・經濟を課し、女子には、經濟の代りに家事經濟大意を課することとしたが、十九年四月の小學校令に依つて、尋常小學校四年、高等小學校四年に改められたのである。

## 鹿鳴館時代

周知の如く、明治十六年十一月には、かの有名なる鹿鳴館が設けられて、十八・九年の頃は、所謂鹿鳴館舞踏時代でもあり、又一面に、明治十八年、福澤諭吉氏の日本婦人論、十九年、外山正一氏の社會改良と耶蘇教との關係等の著書が世に行はれて、婦人問題が喧しくなり、女子師範に於ても、洋装して舞踏を習はしめると云ふ有様で、小學校の教科書も、殆どリーダーの翻譯ばかりで、下田歌子編纂の小學讀本は、國家主義のもので、異彩を放つてゐると云ふ森文相の評があつたくらるである。

## 中學校教則大綱

中學校に就いては、明治十二年の教育令にも、十三年の改正教育令にも、「高等ナル普通學科ヲ授クル所トス」と示されてゐるのみであるが、十四年七月二十九日に定められた中學校教則大綱には、その目的・學科程度等を明かにし、初等中學校と高等中學校とに分ち、初等の年限を四年、高等のそれを二年とし、初等には、修身・和漢文・英語・算術・代數・幾何・地理・歴史・生理・動物・植物・物理・化學・經濟・記簿・習字・圖畫及唱歌・

體操を課し、高等には、修身・和漢文・英語・記簿・圖畫及唱歌・體操・三角法・金石・本邦法令・物理・化學を課し、ともに一年三十二週以上として、初等は毎週二十八時間、高等は各週二十六時間と定めたのである。但、土地の事情に従つては、學科の加除や、高等科の代りに、普通文科・普通理科其他の専修科を置くことを認め、この教則の一部を改正して、公然と初等科のみの設置を許したのは、明治十七年七月二日以來のことである。而してその目的の中に、忠孝彝倫の道を本とすべき旨を加へたのは、時弊に拘泥せんことを憂慮した爲であり、教員の中少くも三人は、中學師範科若くは大學の卒業證書授領者たるべきことを命じたことも、注意すべきことの一つであらうと考へる。

## 明治初年の私學

次に、明治初年の私學としては、申すまでもなく慶應義塾を以て第一とするが、ここには諸藩よりの留學生も多く、地學初歩・ビネオの文典・コロネルの地理書・クエツケンボスの米國史・同物理書・ギゾーの文明史・ウエランドの經濟書・パーレーの萬國史等が、當時の教科書の中に擧げられてゐる。而して前述の師範學校設立に際して、それ等の創設の重任に當つた、新潟の小杉恆太郎氏、愛知の吉川泰次郎氏、廣島の久保田讓氏は、何れも同塾の出身者であり、中津市の學校の如きは、福澤氏の出身地だけあつて、成年には英書を繙かせ、子供には翻譯書を読ませたといふことである。其の外熊本、洋學校も亦、新文明の先驅を爲して、幾多の人材を輩出せしめたことは人の知るとほりで、明治八年創立の京都同志社英學校は、更めて記すまでもない事實である。

且又、明治十二年、東京教育會なるもの、設立を見、教育問題の演說討論や雜誌の刊行を爲し、學習院關係者に依つて起された所の東京教育協會があり、それ等が十五年に合同して東京教育學會と改稱し、西村貞氏を會長

## 教育會と教育問題

として、會務の擴張を企て、十六年九月、之を大日本教育會と爲して、辻進次氏を會長に推し、宮内省よりも御下賜金があり、有栖川宮殿下を總裁に戴くに及んで、益々發展して行つたのである。而して十八・九年に互り、本會に於て、兒童に錢を持たしむるの可否を問題として討論攻究したのであるが、金錢を賤しむといふ武士的教養なるものが、經濟思想の涵養上、不都合を來すものと爲して、遂に之を可とするに決定せるが如きは、一つの注目に値する動向と申すべきであらう。

豫備門立の建白書

豫備門生徒心得

高等中學校の創設は、固より明治十九年のことではあるが、十七年、時の大學豫備門長杉浦重剛氏は、東京大學より豫備門を分離して、之を高等中學と稱すべしとの建白書を出したのであるが、時未だ到らずして、當局の容るゝ所とならず、十八年遂に職を辭したのである。而して杉浦豫備門長の定めた所の豫備門生徒心得七ヶ條を案するに、

- 第一 智徳ヲ淬勵シ立身報國ノ基ヲ建ツヘキ事
- 第二 衣食起居ヲ慎ミ身體ノ健全ヲ計ルヘキ事
- 第三 信義ヲ重シ志操ヲ固クシ言行一致ヲ期スヘキ事
- 第四 修學ノ序ヲ履ミ切近思ヲ務ムヘキ事
- 第五 校則ヲ遵守シ師長ニ恭順スヘキ事
- 第六 校舎ノ整備ヲ旨トシ粗暴ノ舉動有間敷事
- 第七 校外ニ在ル時ト雖モ生徒タル體面ヲ汚ス所爲有間敷事

の七條であるが、是は後述の如く、高等中學校の生活に極めて密接なる關係を有するものである。

次に、參考の爲に、明治六年・同十九年に於ける全國各種學校、並に同十九年に於ける第五區地方各縣尋常中學校の統計を、文部省年報・教育五十年史等に據つて掲げて見れば、

明治十六年  
同十九年  
全國に於ける  
各種學校の比較

小學校	
明治六年 公立	七、九九五校
私立	四、五六三校
明治十九年 公立	二七、九八八校
私立	五六八校

中學校	
明治七年	三三校
明治十九年 府縣公立	四八校
町村公立	二校
備考	學制五十年史に據れば、五十八校、教員七百三十一人、生徒は右と同數となつてゐる。

專門學校

明治六年	三校	教員 (未詳)	生徒	五四七人
明治十九年 官公立	四八校	教員 四一人(内九人ハ外人)	生徒	五、五八〇人(内四人ハ女)
私立	四三校	教員 一七八人(内四人ハ外人)	生徒	五、七三二人(内一〇八人ハ女)
卒業生				四七一人

九州沖繩各縣尋常中學校

九州沖繩各縣尋常中學校(明治十九年)

學校數	教員數	生徒數	卒業生	歳費
長崎一(長崎縣私立大村中學校)	一三	一九一		八、二八九・七五八
福岡三(福岡縣尋常中學校、同豐津尋常中學校、同尋常中學校、同修猷館)		五〇	一三一	一九、八七二・六五七
大分一(大分縣尋常中學校)	九	九九		四、六一六・二三五
佐賀一(佐賀縣尋常中學校)	一六	四〇六	二〇	七、八八五・二八五
熊本一(熊本縣私立濟々々養)	一二	一七九	一五	四、三一六・九七九
鹿児島一(鹿児島縣尋常中學校)	一六	三三三		一六、五九二・〇〇五
沖繩一(沖繩尋常中學校)	七	一〇二		三、一三九・〇〇〇
合計九	一二三	二、二〇八	一六六	六四、八一・九一九

右表に就いて考へると、勅令公布の年に於ける全國中學校五十六校一萬二百九十人の中、九州沖繩八縣のそれは、七校二千二百八人、卒業生の數五百十七人中、百六十六人を算しながら、本校創立即下に於ける入學試験に際して、本科は勿論のこと、豫科一・二級生の募集も差控へたは、以て當時の第五地方の教育程度が察せられる

と共に、後述の相談會を開催した理由が首肯せられる。

第二節 學制の改革と森文部大臣の經綸(附森子爵遙祭式並に森子の寄附金)

本邦教育制度史に於ける一大畫期的の事象は、云ふまでもなく明治十九年の改革である。而して其の學制の改革なるものは、職として文部大臣森有禮子の經綸に發したものであれば、高等學校の存在する限りに於て、森子に對しては、常に思慕と感謝とを忘れてはならない。即ち前年の十二月二十二日、太政官廢止と共に、新に内閣及び各省が設置せられ、第一次伊藤内閣の出現と共に、第一代の文部大臣に任せられたのが森有禮子である。森有禮子と云へば、人々は必ずや廢刀論や男女同權論の提唱、商業學校の獨力創立、西村茂樹・津田眞道・中村正直・西周・加藤弘之・福澤諭吉・箕作秋坪・杉享二等數氏との明六雜誌發行等を想ひ起すほど、獨創的にして革新的な人であつた。是より先、明治二年五月十八日を以て、新に制度取調



森文部大臣

局が設けられた時、學校判事たりし子は、權判事加藤弘之氏等と、取調掛を命ぜられ、その結果、明治三年二月には、大學規則や中小學規則が制定せられたくらゐである。然るに明治十五年、駐英公使たりし頃、憲法制度取

須らく森文部大臣に感謝すべし